

質問事項に対する回答書①

(件名) 北陸自動車道 名立橋耐震補強設計

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	3月7日	手続開始の公示 (説明書)	12	3-6.技術提案書の 作成及び記載上の 留意事項	「参考見積書(技術提案書様式6-1)」及び「参考見積[内訳書](技術提案書様式6-2)」 の作成について、技術者単価は①令和4年度単価と②令和5年度単価のどちらで作成したら 宜しいでしょうか？	「参考見積書(技術提案書様式6-1)」及び「参考見積[内訳書](技術提案書様式6-2)」 の作成については、発注者が技術提案書の提出者に対し、技術者単価の年度等を指示す るものではないため、貴社の業務実施計画に基づいて必要な費用を計上してください。
2	3月7日	手続開始の公示 (説明書)	12	3-6.技術提案書の 作成及び記載上の 留意事項	「本業務の参考業務規模は総額130百万円(税込)以下を想定している。」及び「提示した 参考業務規模(総額130百万円(税込))を超える見積である場合は特定しない。」となっ ています。 公示当初は令和5年度単価が未公表であったため、令和4年度単価で業務規模を算定さ れていると思いますが、上記「質問番号1」において、技術提案書に添付する参考見積は 「①令和4年度単価」で作成すると回答を頂いた場合、令和4年度単価で作成・提出した見 積を令和5年度単価に見直した(説明書の参考業務規模(総額130百万円(税込))にとら われない)金額で契約となるという認識でよろしいでしょうか？ あるいは「②令和5年度単価」で作成すると回答を頂いた場合、説明書に記載されてい る参考業務規模(総額130百万円(税込))の見直しをして頂くことは可能でしょうか？	設計単価の改定(令和5年3月)に伴い、参考業務規模および契約手続き日程の見直しを 行います。後日、訂正公告をご確認ください。